



始



特252
647

目 次

一 創立	一
二 社團法人の認可	一
三 最初の事業	一
四 船舶検査事務開始	一
五 本事業の發展	一
六 本會事務所及出張所の設置移轉並地方委員部の改廢	一
七 日英米伊四國船級協會聯盟	一
八 船級管理委員會、船級管理委員阪神會、	一
九 船級委員會及技術委員會	一
十 船級協會認可並法規代行検査	一
十一 船舶滿載吃水線指定	一
十二 政府の本會船級検査承認	一
十三 海軍省の本會試驗検査の利用	一
十四 關東州及朝鮮在籍船舶の検査	一
十五 陸上原動機検査	一



帝國海事協會事業概歴

一 創立

明治二十七八年日清戰役の終るや我朝野有識の士は戰役中の體驗に鑑み本邦海運の振興一日も忽諸に附すべからざるを覺得し政府は進んで歐米諸先進國の制度並範例の精査に著手すると同時に野に在りても奉公的施設を組織し舉國一致以て我海事の進展を圖らんとする議盛に高唱せられたり故男爵有地品之允氏は實に其率先者にして然も同志を糾合して帝國海事協會設立の計畫を樹て銳意之が實現に努力したり

明治三十二年十一月十五日機運漸く熟し華族會館に於て創立發起人會を開き帝國海事協會設立の趣旨を聲明し本會規則を議決せり

十五	外國保險協會の本會船級承認	一六
十六	獨國及佛國に於ける本邦註文の材料品試驗	一七
十七	上海及大連に於ける中華民國船舶検査	一七
十八	國際航空機登錄聯盟	一八
十九	航空機登錄事業準備委員會	二二
二十	陸上工作物用鐵鋼材の材料試驗	二三
二十一	滿洲國船舶檢查	二三
二十二	船舶安全法に據る船級協會認可	二四
二十三	航空機格付事業開始の件認可並諸委員會組織	二五
二十四	船級登錄船船名錄	二五
二十五	國際航空機登錄簿(A.I.R.)	二五
二十六	鋼船規則	二六
二十七	船級事業概要	二六
二十八	總裁及副總裁	二六
二十九	歷代の理事長	二六
三十	帝國海事協會役員及委員	二七
三十一	帝國海事協會本部及出張所	二七

當初本會の目的としたる事業は殆んど海事の全般に涉り本會定款第三條に「本會ハ航海、造船及海員ノ獎勵其他一般海事ノ發達並ニ海上ニ於ケル生命財產ノ安全ヲ計ルヲ以テ目的トス」と明記し各事業の實行に付ては必要に應じ朝野有識の士にそれゝ委員を嘱託し委員部を設けて之を經營することとなしたり

二 社團法人の認可

明治三十三年十二月第一回定式總會に於て本會を社團法人とすることを決議し同三十四年二月遞信大臣より社團法人の認可あり同月二十二日東京區裁判所に右登記を了したり

三 最初の事業

明治三十三年六月事業の端緒として船舶、海員及海難に關する事項の調査を開

始し遞信省管船局及各地海事局海員審判所の書類謄寫の件許可を得東京海上、帝國海上、日本海上及日本海陸の四保險會社の委嘱に應じ其調査事項を報告することとなしたり

四 船舶検査事務開始

明治三十六年五月豫て東京帝國大學教授工學博士三好晋六郎氏外専門技術者に委嘱調査中なりし船舶検査規程を公表し官民の依頼に應じて船舶の等級を検定し購入若くは借入れ船舶を検査し造船若くは汽機及汽罐の設計及監督其他に關する諸種の検査を行ふ爲め船舶検定部を設置し同年八月大阪に委員部を設け船舶検査員數名を嘱託し船舶の検査、評價、鑑定、造船の設計及監督等の依頼に應ずることとなしたり

同四年二月東京海上、帝國海上及日本海上の三保險會社の依頼により阪神地方に於ける浮船の検査及監督を引受くることとなりたり

五 本會事業の發展

日露戰役後帝國海事協會は義勇艦隊設立實現の衝に當り居りしが本會の目的たる船舶検査事務の業績殆んど見るべきものなかりしを以て理事長有地男爵は其發展に關し當時遞信省船舶課長の職にありたる工學博士今岡純一郎氏に委嘱する處あり同氏は先づ元遞信技師太田喜代次郎氏を説き此難局に當ることを懲憲し大正三年七月太田氏本會理事に就任し單獨船舶検査事務の開始に關し常務を見ることゝなり本會業務の搖籃時代を創成せり

先づ大正三年九月本會は遞信大臣より造船規程に規定する材料試験に從事し證明書を發行するの權能を認められ次で艦裝品検査事務の承認を受け大正四年八月に至り本會に船級部を置き理事工學博士寺野精一氏船級部長に就任し之と相前後して更に遞信省より二三の検査員を招聘し業務の發展に具へたり

大正六年一月今岡純一郎氏退官と同時に本會理事に就任し寺野精一氏を補佐し本會船級部の業務を専擔することゝなれり時恰も歐洲大戰勃發の際とて各種輸入品杜絶し造船材料其他艦裝品の自給策講ぜられ是等の事業は非常なる勢を以て發達したるに由り本會の試験検査事務も頓に激増し本會事業も漸く斯界に囁目せらるゝに至り大正六七年度に於て検査員十餘名を増員し更に同九年度に數名、同十三年度に數名の検査員を増員したり一方大正七年大阪出張所内にオルゼン型十萬封度の材料試験機を設備し又同八年横濱に本會試験室を開設しオルゼン型二百五十噸錨鎖試験機並オルゼン型五十噸材料試験機を据付けたり但し横濱試験室は大正十二年の大震火災に罹り焼失せり

六 本會事務所及出張所の設置移轉並 地方委員部の改廢

明治三十三年一月十二日本會事務所を麴町區内幸町一丁目五番地に設置せり

同三十六年八月大阪市に本會大阪委員部を設けたり

同三十八年三月京橋區築地明石町四十三番地に本會事務所を移轉せり

同三十九年十一月本會事務所を再び麁町區内幸町一丁目五番地に移轉せり

同四十年三月大阪委員部内に大阪船舶検査所を設置せり

同四十四年十二月大阪委員部並船舶検査所を大阪出張所と改稱せり

大正三年九月神戸に大阪出張所神戸派出所を設置せり

同五年二月大阪出張所を同市川口町十八番地本會所有地に新築移轉せり

同五年六月大阪出張所神戸派出所を神戸出張所と改稱せり

同八年二月長崎に長崎出張所を設置せり

同八年四月本會事務所を麁町區内幸町一丁目三番地に移轉せり

同八年四月朝鮮兼二浦に検査員を駐在せしめたり(後廢止す)

同九年七月横濱に横濱出張所を設置せり

同十年十月因島に因島駐在所を設置せり

同八年四月本會事務所を麁町區内幸町一丁目三番地に移轉せり

同九年七月横濱に横濱出張所を設置せり

同十年十月因島に因島駐在所を設置せり

同十一年一月本會より義勇艦隊事業を分離せしめ其義金を以て義勇財團海防
義會を設立すると同時に艦隊部並船級部の名稱を廢止せり

同十二年十月本會事務所を麁町區永樂町一丁目一番地(昭和四年四月麁町區丸
の内一丁目六番地一と變更)東京海上ビルディング内に移轉せり

同十三年三月門司に門司駐在所を設置せり

同十四年三月因島駐在所及門司駐在所をそれゝ因島出張所及門司出張所と
改稱せり

同十四年十一月函館に函館出張所を設置せり

昭和九年四月岡山縣兒島郡日比町字玉三井物産會社造船部内に駐在員を置き
たるが同年十月玉出張所を開設せり

七 日、英、米、伊四國船級協會聯盟

豫て米・伊兩國船級協會と聯盟して船級事業を經營せる英國船級協會ブリティッシュ

コープレーションより本會に對し右聯盟に加入方勧誘し來りたるにより本會は慎重の調査を遂げたる結果右は本會創立以來の目的を達成するに極めて好都合なるを認め適し本會評議員工學博士男爵斯波忠三郎氏の渡歐を機として本會を代表して直接交渉の事を託し爾後協議を重ねたる末大正八年七月英國ブリティッシュ・コープレーション、米國アメリカン・ビュロー及伊國レヂストロ・イタリアノの三船級協會と本會との間に聯盟成立したり

聯盟規約要綱左の如し

- 一 帝國海事協會、ブリティッシュ・コープレーション・レヂスター・オブ・シピング・アンド・エアクラフト、アメリカン・ビュロー・オブ・シピング並レヂストロ・イタリアノの四船級協會は互に聯盟し各協會は其自國に於て他の三船級協會を代表す
- 二 聯盟協會は船體機關の構造及検査に關して同一規則を採用す但し各自國情の相違及法律に據る改變を妨げず

三 聯盟協會は必要な報告書を提出して相互に承認したるときは他協會の船級を登録することを得

四 聯盟協會検査員は自國內に於ける他協會の船級を有する船舶の建造中、定期特別損傷其他船級を保有するに必要な各種検査を施行す

五 一船級協會の船級以外に他協會の船級を取得せんとするときは他協會の船級毎に其検査料金の二割増の検査料を要す

右の結果本會船級登録船は非旅客船と旅客船との別なく容易に聯盟協會の船級登録を受け得るのみならず爾後常に本會の單獨検査にて船級を繼續し得ることとなり從つて本邦船舶が外國保險會社の保險を受くるに當り多大の便益を享くることとなりたり

本會業務發展の結果本會は大正十三年九月世界主要港三十餘に本會嘱託検査員を任命したり

八 船級管理委員會、船級管理委員阪神會、 船級委員會及技術委員會

大正八年七月英米伊三國船級協會と本會との間に聯盟成立したる結果船級事業實施に必要な機關として船級審査委員會及技術審査委員會を設けたり。本會は更に大正九年四月英國B.C.船級協會検査員長ジエー・フォスター・キング氏を招聘し船級協會の組織船級検査の方法等詳細に亘り調査研究の結果歐米に於ては船級協會は代表船主、海運業者、造船業者、製鐵工業者並保険業者等船級事業に深甚の關係を有するものより組織し其内より委員を推選して極めて公平に業務を施行するの實例に鑑み本會に於ても前記兩委員會を廢し同年十月新に船級管理委員會を組織して之に船級事業の管理權を委任し且つ之が常務を行ふべき船級委員會を設け更に技術規程を審議すべき技術委員會を併設して造船業者、船主、海運業者、海上保險業者並海事關係者中の權威者を推舉して各其委

員となし日本郵船株式會社々長男爵近藤廉平氏を船級管理委員會委員長に、理事東京帝國大學教授工學博士寺野精一氏を同副委員長に推選せり而して寺野精一氏は船級委員會委員長に、工學博士鹽田泰介氏は同副委員長に、工學博士男爵斯波忠三郎氏は技術委員會委員長にそれく當選せり

大正十年二月男爵近藤廉平氏薨去に付日本郵船株式會社々長伊東米治郎氏船級管理委員會委員長に當選せり

大正十二年一月寺野精一氏薨去に付鹽田泰介氏船級管理委員會副委員長に、理事浦賀船渠株式會社々長工學博士今岡純一郎氏船級委員會委員長にそれく當選せり

大正十年五月阪神地方に於ける船級管理委員會委員を以て船級管理委員阪神會を設け大阪商船株式會社專務取締役男爵深尾隆太郎氏幹事に當選せり

大正十二年二月男爵斯波忠三郎氏本會理事長に就任したる爲め技術委員會委員長辭任に付東京帝國大學教授工學博士末廣恭二氏技術委員會委員長に當選、

大正十三年一月同氏辭任に付理事工學博士藤島範平氏技術委員會委員長に當選せり

大正十三年十月伊東米治郎氏日本郵船株式會社々長退職と同時に本會船級管理委員會委員長辭任に付大正十四年一月理事東京海上保險株式會社々長各務鎌吉氏船級管理委員會委員長に當選せり

男爵深尾隆太郎氏東京に在住のこととなりたるに付昭和四年五月大阪商船株式會社副社長村田省藏氏船級管理委員阪神會幹事に當選せり
昭和九年十月船級委員會委員長今岡純一郎氏逝去せり

九 船級協會認可並法規代行検査

大正九年六月本會は船舶検査法施行細則第五條の三第一項及船舶検査規程第十四條の三に掲ぐる船級協會として遞信大臣の公認を得非旅客船の検査並旅客船の一部検査の效力を承認せられたり所謂法規代行検査是れなり

十 船舶滿載吃水線指定

本會は明治三十八年以降乾舷證書を發行し來りたるが大正十一年二月船舶滿載吃水線法の實施せらるゝや從來發行したる本會の乾舷證書は其儘公認せられ尙ほ爾後船舶滿載吃水線法に據る吃水線指定業務に從事することを認可せられ更に昭和九年三月船舶安全法實施せらるゝに及び同法に據り本會船級登錄非旅客船の船舶滿載吃水線指定業務に從事することを認可せられたり外國船に付ては大正八年七月以降英國B C船級協會の船級登錄を受くるものに對し同協會に代り英國乾舷規則に據る乾舷を指定するの權能を有することとなりたり

十一 政府の本會船級検査承認

大正十五年一月本會船級登錄の内地非旅客船に付ては船級検査そのものを遞

信省法規検査と同一に承認せらるゝ旨遞信大臣より認可あり同年四月より之を實施すると同時に大正九年以降從事したる前記法規代行検査は昭和元年末を以て廢止したり。前記の認可に依り本會船級登録船は所謂二重検査の煩瑣を免るゝ事となり斯くして本會船級事業所期の目的を達成するを得事業の基礎漸く確立するに至りたるは本邦海事の一進歩にして吾人の欣幸とする所なり叙上の如く遞信大臣に於て本會の船級検査を法規検査と同一に公認せられたる結果現任遞信技師越智誠二、同山本幸男兩氏を大正十五年四月十四日附を以て船級管理委員會委員及船級委員として指名せられ後遞信技師工學博士重光族氏及遞信技師山内不二雄氏兩氏に代り更に昭和九年三月船舶安全法の施行せらるゝに及び遞信技師重光族氏及同飯田嘉六氏船級管理委員會並船級委員會に參與せらるゝこととなりたり

十二 海軍省の本會試験検査の利用

大正十年八月本會が船級協會として行ふ材料試験其他の検査に付事情の許す限り之を利用すべき旨海軍省より通牒ありたり

十三 關東州及朝鮮在籍船舶検査

關東州在籍船に付ては大正十一年三月關東廳より、朝鮮在籍船に付ては同十二年七月朝鮮總督府より執れも本會施行の検査を承認の旨通牒ありたり更に同十二年七月關東州在籍本會船級登録非旅客船に付ては關東廳に於て本會の検査並積量測度を承認せらるゝこととなり同時に本會技師は同廳海務局船舶検査事務を囑託せられたり

十四 陸上原動機検査

本會は大正十五年八月警視廳より、又昭和二年十月兵庫縣廳より原動機取締規則に規定する公益團體として指定せられ本會の行ふ陸上原動機検査は同取締

規則に據り行はるゝ検査と同一に承認せらるゝことゝなりたり

本會事業の目的は從來海事にのみ局限せられたるが叙上の理由に依り之を陸上に擴張する必要を生じ定款第三條を改正し其第二項に之を追加せり即ち左の如し

第三條 本會ハ航海、造船其他一般海事ノ進歩發達ヲ圖リ海上ニ於ケル生命財產ノ安全ヲ期スルヲ以テ目的トシ船級登錄、検査其他本會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ經營ス
本會ハ前項ノ外他ノ工業製作物ニ付同様ノ事業ヲ爲スコトヲ得
本會ハ前二項ト同一又ハ類似ノ事項ヲ目的トスル法人設立ノ爲メ寄附行為ヲ爲スコトヲ得

十五 外國保險協會の本會船級承認

大正十五年英國ロンドン保險協會は本會の最高船級を船級條項(クラシフィケー

ション・クローズ)中に追加することを承認したるをもつて同年九月以降本會船級
N.S.*は保險關係に於て歐米先進國の船級と全然同一の取扱を受くるに至り
たり

同年十月佛國保險協會に於ても前同様本會船級を承認せり

十六 獨國及佛國に於ける本邦註文の材料品試験

昭和二年二月獨國チャーマン・ロイド協會と、又同三年五月佛國ビューロー・ベリタス
協會と特約を結び獨國及附近並佛國及附近に於て前記兩協會は本會に代り本
邦註文の材料品試験を行ふことゝなりたり

十七 上海及大連に於ける中華民國船舶検査

大正十五年六月以降上海に於て、又昭和四年五月以降大連に於て本會検査員の

發したる中華民國船舶検査證書は在上海中華民國總稅務司の許可により上海及大連海關に於て何れも其效力を承認せらるゝこととなり荒木重義氏(上海)及小泉正次郎氏(大連)を夫々本會嘱託検査員に任命したるが其後全國々情の變化に依り荒木氏に對しては昭和八年十二月検査員を解囑し小泉氏は目下個人の資格に於て大連に於ける中華民國船舶の検査を擔當せり

十八 國際航空機登錄聯盟

大正十五年佛國比利・ベリタス協會は英國ブリティッシュ・コー・ボレー・ジョン及本會並他の船級協會に對し民間航空機の格付並検査聯盟を結び度旨勸誘し來りたるにより熟議の末本會は之に賛成し昭和二年六月巴里に於て日、英、米、佛、獨、伊、諾の七國船級協會代表者會合の上(本會よりは理事長男爵工學博士斯波忠三郎氏出席茲に國際航空機登錄聯盟成立せり
聯盟規約要綱左の如し

- 一 帝國海事協會、アメリカン・比利・ブリティッシュ・コー・ボレー・ジョン、比利・ベリタス、ゲルマニシャ・ロイド、ノルスケ・ベリタス及レヂストロ・イタリアノの七船級協會は世界に於ける民間航空機の技術的進歩並實用上の發達を促進せんが爲め共同動作を探ることの極めて利益なるを認め A.I.R.なる名稱の下に民間航空機格付登錄聯盟を設けたり
- 二 聯盟協會は各其自國に於て他の諸協會を代表す
- 三 聯盟協會は同一標準に基く格付規則を有するものとす但各其國情に從ひ適當に改變を加ふることを得
- 四 格付は聯盟中の一協會に於て附與し他の諸協會は之を承認す
- 五 格付は之を附與したる協會の特定記號の外其格付の國際的效力を表示する爲め各協會共通の國際記號を添付す
- 六 聯盟中の一協會の所屬國官廳に登錄せられたる又は登錄せらるべき航空機にして格付を受けんとする場合には其製造及使用の場所に關せず該

協會に於て格付を受くべきものとす。

- 七 聯盟協會の所屬國官廳の何れにも登録せられざる航空機の格付は其所
有者の選擇により聯盟中の一協會之を行ふ

- 八 聯盟航空機登録簿を毎年一回發行す

該登録簿は聯盟各協會に於て格付したる航空機の外諸國に登録せられた
る民間航空機に付其詳細を記載するものにして定時發行する附錄を以て
之を補正す

本會の目的とする事業の範圍は當初海事にのみ局限せられ爾後第十四項に記
載する如く陸上原動機に及びたるが今回航空機の格付並検査を執行するに至
り更に空中工業製作物にも其範圍を擴張する必要を生じ昭和四年七月臨時總
會に於て更に定款第三條第二項を左の如く改正したり

第三條 本會ハ航海造船其他一般海事ノ進歩發達ヲ圖リ海上ニ於ケル生命
財產ノ安全ヲ期スルヲ以テ目的トシ船級登録検査其他本會ノ目的ヲ達ス

ル爲メ必要ナル事業ヲ經營ス

本會ハ前項ノ外航空機及他ノ工業製作物ニ付同様ノ事業ヲ爲スコトヲ得
本會ハ前二項ト同一又ハ類似ノ事項ヲ目的トスル法人設立ノ爲メ寄附行
爲ヲ爲スコトヲ得

昭和九年四月國際航空機聯盟規約一部改正せられ尙英國船級協會及米國船級
協會は都合により聯盟を脱退せり

十九 航空機登録事業準備委員會

本會は昭和二年七月國際航空機登録聯盟に加入了る結果同聯盟規約に遵ひ
航空機格付規則を制定する必要を生じ遞信、海軍、陸軍各省及帝國大學航空關係
の權威者を以て航空機登録事業準備委員會を組織し本會航空機格付及検査規
則を制定し航空機に關する規程と同一の效力を認められんことを遞信省に申
請せり

二十 陸上工作物用鐵鋼材の材料試験

本會は多年造船材料の試験及検査に從事し來りたるが更に其範圍を擴張して陸上工作物用鐵鋼材の材料試験の依頼に應じ證明書を發行したるところ諸官省及民間工業關係方面に於て其利便を認められ之が利用せらるゝ向増加したるに由り昭和七年四月東京市芝區月見町に芝浦試験所を開設しアムスラー式材料試験機(五十噸)壹臺其他の設備を整へ又他方本會大阪出張所に於ける試験室を擴張し新にアムスラー式材料試験機(五十噸)壹臺其他試験設備を増設し船用品試験及検査と共に陸上方面の試験事業進展に從事し當業者の利便を圖ることゝせり

二十一 滿洲國船舶検査

昭和七年六月滿洲國政府より同國所屬船に對して本會検査員が船舶検査に從

事することを認可せられ其發出する検査證書に基き全國々籍證書を發行せらるゝことゝなれり(但松花江及黒龍江を航行する船舶を除く)

二十二 船舶安全法に據る船級協會認可

昭和九年三月一日船舶安全法實施せらるゝや本會は同法第八條に據る船級協會として船舶の構造設備満載吃水線及船用品検査試験に關する業務に從事することを認可せられたり

即本會船級登録非旅客船は其船級を有する間船舶安全法第二條に掲ぐる船體、機關、帆裝、排水設備、操舵、繫船及揚錨の設備、荷役其他の作業の設備、電氣設備及満載吃水線に關しては管海官廳の検査を受け之に合格したるものと看做され又本會検査員の製造中特別検査を受けたる本會船級登録非旅客船は船舶安全法に據る製造検査を省略せらるゝことゝなりたり

尙右認可に際し遞信大臣の指定する者を理事、船級管理委員、船級委員及技術委

員に加ふることゝなり昭和九年四月左記の通指名ありたり

船級管理委員及船級委員

遞信技師 重光 蔡氏 同 飯田嘉六氏

技術委員

遞信技師 重光 蔡氏 同 飯田嘉六氏

技術委員

遞信技師 重光 蔡氏 同 飯田嘉六氏

二十三 航空機格付事業開始の件認可並 諸委員會組織

昭和九年九月十七日航空機格付事業開始に關聯し差當り遞信省航空官に検査を委嘱することを認可せられたり

依て同年九月廿五日航空機登録事業準備委員會を解散し新に遞信、陸軍、海軍各省、帝國大學航空關係權威者、航空機所有者、製作者、保險業者其他關係方面の代表的人物を網羅せる航空委員會を組織し更に格付の常務を行ふべき格付委員會

及技術規程を審議すべき技術委員會を併設すべく何れも人選中なり

二十四 船級登録船船名錄

本會は從來遞信省の認可を受け日本船名錄を毎年發行し來りたるが大正十三年以降本會船級登録船に付其詳細を記載せる船級登録船船名錄を發行し定時發行する附錄を以て之を補正することゝなしたり

二十五 國際航空機登録簿(A.I.R.)

國際航空機登録聯盟協會に於て格付したる航空機並諸國に登録せられたる民間航空機に付其詳細を記載せる國際航空機登録簿 A. I. R. (Aircraft International Register) は佛國ビューロー・ベリタス協會に於て毎年一回發行し定時發行する附錄を以て之を補正することゝなりたり

二十六 鋼船規則

本會の船級検査の基準となるべき鋼船規則は船級協会聯盟規約に基き慎重審議の末之を規定したるが大正十一年七月遞信大臣に於て造船規程と同一效力を有するものと承認せられ又同十五年一月同改正規則認可せられたるが爾後技術の進歩に伴ひ技術委員會に於て審議の上數次適當なる改正を加へ更に又昭和九年三月船舶安全法實施に順應する様一部改正を加へ認可を得たり

二十七 船級事業概要

(二) 現在船級登録船(昭和九年八月末調)
大正九年船級事業開始以來本會に船級登録せる船舶合計四百二十九隻百二十六萬九百一噸にして内百二十隻三十四萬九千八百九十五噸は坐礁解撤等により登録を抹消したるを以て現在登録船は三百九隻九十一萬一千六噸なり

(三) 船舶滿載吃水線指定數(昭和九年八月末調)

本會に於て船舶滿載吃水線を指定したる船舶は九百五十九隻なり

(三) 材料試験數量(昭和九年八月末調)

本會に於て試験したる材料は約五十五萬二千四百噸なり

(四) 船級船の新造状況

目下建造中の本會船級船は左の通十八隻其總噸數七萬五千九百五十噸なり

造船所	約	總噸數	船舶	主
浦賀船渠株式會社	二、五〇〇	六、五〇〇	朝鮮郵船	
三井物產造船部玉工場	六、五〇〇	六、五〇〇	三井船舶部	
同	四、三〇〇	四、三〇〇	同	
三菱重工業長崎造船所	四、五〇〇	四、五〇〇	島谷日本郵船	
三井物產造船部玉工場	四、二〇〇	六、二〇〇	新興汽船	
三菱重工業神戸造船所	四、〇〇〇	四、〇〇〇	三井船舶部	
横濱船渠株式會社				
三井物產造船部玉工場				

同	四、〇〇〇	同	同	同	同
横濱船渠株式會社	四、〇〇〇	近海	汽船	漁業	郵船
同	四、〇〇〇	同	同	同	同
大阪鐵工所	六三〇	乾	日ノ出	汽船	船
三井物產造船部玉工場	四、五〇〇	一、六五〇	一〇、〇〇〇	川崎	汽船
淺野造船所	七、二〇〇	八〇〇	十八隻	三	三菱
川崎造船所	八〇〇	四七〇	仕入	菱	商船
三菱重工業長崎造船所	七五、九五〇噸	十八隻	仕入	事	船
大原造船所	八〇〇	八〇〇	八〇〇	川崎	汽船
佐野安造船所	八〇〇	八〇〇	八〇〇	三	三菱
合計	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	川崎	汽船

二十八 總裁及副總裁

明治三十三年三月有栖川宮威仁親王殿下を本會總裁に推戴し同三十四年五月公爵近衛篤麿氏を本會副總裁に推薦したるが同三十七年一月副總裁薨去せり大正二年七月總裁威仁親王殿下薨去あらせられたるにより同年八月東伏見宮依仁親王殿下を本會總裁に推戴したり

大正七年十月男爵有地品之允氏を本會副總裁に推薦したるが同八年一月薨去せり

大正十一年六月總裁依仁親王殿下薨去あらせられてより以來皇族を本會總裁に推戴することを御遠慮申上ることゝせり是れ本會事業變移の結果にして從つて總裁及副總裁を置く必要なきに至りそれゝ定款を改正したり

二十九 歷代の理事長

明治三十二年十一月本會創立以來幹事長たりし男爵有地品之允氏は明治三十一年十二月社團法人の認可と共に本會理事長に當選多年其職に在りたるが大

正七年七月病氣の爲め辭任し湯河元臣氏理事長に當選せり
大正十一年十月湯河元臣氏辭任の結果工學博士寺野精一氏理事長に當選した
るが翌大正十二年一月薨去に付同年二月男爵工學博士斯波忠三郎氏理事長に
當選し昭和九年十月薨去せり

三十 帝國海事協會役員及委員

(一) 理事及監事

理事長	同	常務理事	梅村貞明	理事	同	常務理事	川村貞次郎
常務理事	同	各務鎌吉	武田良太郎	同	同	同	濱田彥次郎
理事	同	山田泰介	山田真吉	同	同	同	重藤光
監事	同	島田信介	伊藤達三	監事	安田繁三郎	監事	川村範平
監事	同	成信	原田萬一郎	監事	安田繁三郎	監事	井坂平孝
監事	同	島田成吉	板谷萬一郎	監事	安田繁三郎	監事	井坂平孝
監事	同	田中萬一郎	伊藤喜造	監事	安田繁三郎	監事	井坂平孝
監事	同	伊藤喜造	伊藤喜造	監事	安田繁三郎	監事	井坂平孝

(二) 評議員

同監同	伊藤乙次郎	川鈴	同監同	伊藤乙次郎	川鈴	同監同	伊藤乙次郎	川鈴
事	犬上慶五郎	寺島木	事	犬上慶五郎	寺島木	事	犬上慶五郎	寺島木
事	飯沼剛一郎	伊藤豊祥	事	飯沼剛一郎	伊藤豊祥	事	飯沼剛一郎	伊藤豊祥
事	石橋茂甫	伊藤成信	事	石橋茂甫	伊藤成信	事	石橋茂甫	伊藤成信
事	濱田彪	伊藤達三	事	濱田彪	伊藤達三	事	濱田彪	伊藤達三
事	富樫良三郎	伊藤喜造	事	富樫良三郎	伊藤喜造	事	富樫良三郎	伊藤喜造
事	小曾根貞松	伊藤喜造	事	小曾根貞松	伊藤喜造	事	小曾根貞松	伊藤喜造
事	大久保武	伊藤喜造	事	大久保武	伊藤喜造	事	大久保武	伊藤喜造
員	大熊喜造	伊藤喜造	員	大熊喜造	伊藤喜造	員	大熊喜造	伊藤喜造

監	伊藤周次郎	岩崎恒二郎	井坂	濱田彥次郎	川村貞次郎	重藤光	川村貞次郎	井坂
事	原田六郎	今泉嘉一郎	坂	田中六郎	今泉嘉一郎	坂	田中六郎	今泉嘉一郎
事	太田丙子郎	八馬安二郎	坂	太田丙子郎	八馬安二郎	坂	太田丙子郎	八馬安二郎
事	岡崎忠雄	早川喜介	坂	大谷登	早川喜介	坂	大谷登	早川喜介
事	大谷忠治	小田桐忠治	坂	大谷忠治	小田桐忠治	坂	大谷忠治	小田桐忠治

安田	松井清治郎	松井清足
松尾忠二郎	松岡潤吉	松方幸次郎
古田俊之助	古田敬徳	古川虎三郎
古田直臣	福井四郎	福知新次
松村菊勇	藤山要吉	藤島範平
二見松三	小島豊俊	小菅金造
小山九一	寺島成信	阿部嘉八
寺田元之助	藤島成信	小菅金造
阿部梧一	阿部嘉八	阿部嘉八
阿部政次郎	青木鎌太郎	尼崎伊三郎
鮎川義介	佐野利器	岸本兼太郎
坂本作平	佐藤國一	三橋篤敬
木村貞二	櫻井省三	酒井秀次
菊地益次郎	笹村吉郎	笹本菊太郎
宮廻惣太郎	岸本兼太郎	斯波孝四郎
宮崎清則	三橋篤敬	斯波孝四郎
嶋谷武次	三橋篤敬	瀧澤武之助
鹽田泰介	志田勝民	瀧澤武之助

委員長各務 錄吉	副委員長鹽田 泰介
飯田嘉六	飯沼剛一
×石田貞二	×八馬兼介
濱田彪	小田桐忠治
川村貞次郎	×岡崎忠雄
×谷口茂雄	×高橋勇
武田良太郎	×勝田銀次郎
×鶴飼宗平	×田宮嘉右衛門
栗林徳一	×右近和作
×草場茂一	×玉井周吉
	×野村治一良
	山田真吉
	×山本源吉

新庄清一
元良信太郎
鈴木祐藏

廣海二三郎
栖原豊太郎
鈴木祥枝

平生鉢三郎
鈴木紋次郎

茂木定二
鈴木絹次郎

井坂孝
板谷宮吉
川田豊吉
龜山俊藏
黒川新次郎

茂木定二
鈴木絹次郎

鈴木絹次郎

安田繁三郎
松村菊勇
×佐藤國一
×嶋谷武次
鈴木紋次郎

松井清治郎
×古川虎三郎
×岸本兼太郎
斯波孝四郎
志田勝民

×松尾忠二郎
男爵深尾隆太郎
藤島範平

×松岡潤吉

藤島範平

志田勝民

茂木定二

本會は船級管理委員會委員中阪神地方在住者(右表中×)を以て組織す
幹事村田省藏

(四) 船級管理委員阪神會

委員長

濱田彪
黒川新次郎
山田眞吉
藤島範平

副委員長鹽田泰介

川村貞次郎
陰山金四郎
村田省藏

飯田嘉六
重光族

(五) 船級委員

鈴木祥枝

(六) 技術委員會委員

船級管理委員會互選
藤島範平
委員長

遞信大臣指定
飯田一嘉
濱田彪

造船協會推薦
川原方野五愛暢
重湊光族磨六郎

造船協會阪神俱樂部推薦
金澤德太郎
間瀬俊造

日本鐵鋼協會推薦
田嘉郎
大嘉郎

造船協會推薦
小原方野五愛暢
重湊光族磨六郎

機械學會推薦
稻川内不二雄一
委員長

機械學會推薦
稻川内不二雄一
委員長

(七) 海事仲裁委員會委員

委員長加藤正治
副委員長鹽田泰介

岩田宙造

日本鐵鋼協會推薦
稻川内不二雄一
委員長
理事長推
薦
淺玉和關栗橫渡水服
井澤辻野屋山邊谷部
虎之春良孝三叔
助換樹長馬三郎彥漸

石川武之 河野精一郎 中島滋太郎 永末新次郎
那倉知顯 梅村貞明 山田眞吉 藤島範平
藤本幸太郎 小林一郎 小堀正男 江寄一郎

(八) 航空委員會委員

人選中

(九) 航空機格付委員會委員

人選中

(十) 同技術委員會委員

人選中

三十一 帝國海事協會本部及出張所

本部

東京海上ビルディング内

東京市麹町區丸の内一丁目六番地

電報略號“Nautical” 電話丸の内(23)二九二二番及二九二三番

檢師員長 越智誠二 檢師副長 小野輝雄 檢查員 橫山要三
主事 篠原新次郎 檢查員桑田豊吉 檢查員山田太郎
檢查員滋野 豊 檢查員中本莞爾 檢查員山村秀政
(航空機關係)
檢查員守屋公平 檢查員鳥山嶺男 (札幌駐在) 檢查員木村秀政
(基隆駐在)
(嘱託檢查員) 岸田永吉 (大連駐在) 小泉正次郎 (基隆駐在) 關本諄一郎

橫濱出張所 橫濱市中區海岸通五丁目二十六番地萬國橋ビルディング内
電報略號“Nautical” 電話本局(2)三二八〇番

檢所
檢查員長 井上 要 檢查員菅野禎吉 檢查員白崎進
檢查員加藤成一 檢查員原三郎

大阪出張所 大阪市西區川口町十八番地 電話西六八四番

檢所
檢查員長 腹巻五郎 檢查員庄田俊雄 檢查員久保勘一
檢查員廣井正澄 檢查員川上宇一郎 檢查員村上卯之松
神戸出張所 神戸市神戸區播磨町十七番地
電報略號“Nautical” 電話三宮一六四番及四〇二一番

檢所
檢查員長 伊藤宅治 檢查員水上純一 檢查員河合芳雄
檢查員山口敏宗 檢查員白川巴 檢查員利根川捷一

玉出張所 岡山縣兒島郡日比町字玉

檢所
檢查員長 藤村恒一郎 檢查員石川悟朗

因島出張所 廣島縣御調郡因島土生町 電話土生一二番

門司出張所 門司市棧橋通一番地 郵船ビルディング内 電話長四二四番

檢所
檢查員長 篠原重太郎 檢查員廣田實

檢所 檢查員長 永松文一 檢查員柏谷豊太郎
長崎出張所 長崎市千馬町一丁目四番地 電話長一六二四番

檢所 檢查員長 池田藤太郎 檢查員加頭或
函館出張所 函館市西濱町十八番地 電話八七五番

檢所 檢查員長 田丸信俊 檢查員多田三之輔

帝國海事協會

昭和九年十月十二日印刷

【非賣品】

發行者 佐久間義信

東京市麹町區丸ノ内一丁目六番地
東京海上ビルディング内

印刷者 小張印刷所

東京市京橋區横町二丁目五

終